

(案)

複写サービス（カラー複合機）契約書

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは複写サービス（カラー複合機）（以下「複写サービス」という。）について、次のとおり契約締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者に複写サービスを提供するに際し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品を円滑に供給するものとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 この契約の対象物件及び設置場所は、別紙記載事項のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の1箇月前までに発注者から何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和11年3月31日後、この契約は、更新しないものとする。

3 次条の規定により、発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は当該契約を解除する。

（複写サービス料金）

第4条 複写サービス料金は、1箇月（月の初日から末日までをいう。）ごとに、別紙記載事項による複写サービス数量の区分ごとに算出し（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）、それらの合計額とする。

2 受注者が複写機の保守に当たって、複写機の点検整備のために要した複写及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写については、その枚数は前項の複写サービス数量から除くものとする。

3 受注者は、毎月末日に発注者の職員の確認を受けて、第1項の複写サービス数量を確定する。

（複写サービス料金の請求）

第5条 受注者は、前条第1項の複写サービス料金に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を請求するものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税に相当する額は、前条第1項の複写サービス料金から算出される消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（複写サービス料金の支払）

第6条 発注者は、受注者から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（料金改定）

第7条 経済変動その他の事由により複写サービス料金を改定する必要がある場合、受注者は発注者に対して2箇月前に文書によりその旨を通知し、発注者と受注者が協議のうえこれを定める。

（契約保証金）

第8条 受注者は、契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約期間に係る総支払予定金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(複写機の保守)

第9条 受注者は、複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うものとする。

- 2 前項の保守を行うために、原則、受注者は月1回の定期点検及び整備を行わなければならない。ただし、点検及び整備の方法については発注者と受注者が協議のうえ別途定めることができる。
- 3 受注者は、複写機が故障した場合は、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 4 受注者の作業の実施は、受注者の所定の営業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外において作業する場合は、発注者と受注者が協議のうえこれを行うものとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

第10条 複写機及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良な管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

- 2 受注者は、複写機及び消耗品が受注者の所有であることを示す表示等を行わなければならない。
- 3 発注者は、複写機及び消耗品が受注者の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。

(保険)

第11条 受注者は、受注者の費用で複写機に動産総合保険を付するものとする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって複写機及び消耗品に損害を与えた場合は、その損害を発注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は発注者に請求しないものとする。

(債権の譲渡禁止)

第13条 受注者は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

(機密の保持)

第14条 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了又はこの契約を解除した後においても同様とする。

- 2 契約期間満了による複写機の返還及び保守交換作業の過程で取り外したハードディスクにおいて、記録が残っているデータは、意味のないデータを上書きするなどにより安全に消去した上で、廃棄等を行うこと。

(契約の解除)

第15条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、1箇月前に文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

(複写機の返還)

第16条 発注者は、複写サービス期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、複写機を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(定めのない事項)

第18条 この契約に定めるもののほか、必要事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

受注者

別 紙

記 載 事 項

契約対象機械および設置場所

機種 型式	機械番号	開 始 メーターカウント	設 置 場 所
		0	安佐北区農林建設部維持管理課 (安佐北区役所 4 階)

複写サービス料金

1. 複写サービス料金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

機種 型式：

- (1). 白黒

複写サービス数量	金 額
1 枚～ 枚	1 枚につき 円
枚～ 枚	1 枚につき 円
枚～ 枚	1 枚につき 円
枚以上	1 枚につき 円

- (2). カラー

複写サービス数量	金 額
1 枚～ 枚	1 枚につき 円
枚～ 枚	1 枚につき 円
枚～ 枚	1 枚につき 円
枚以上	1 枚につき 円